

塗膜性能保証に係る債務保証事業規約第 17 条に規定する保証書

第 号

塗 膜 性 能 保 証 書

平成 年 月 日

様

事 名				
工 事 場 所				
工事の種類	工事の部位	仕上げ材の名称	保証する性能	保証期間
保証限度額合計 (契約金額合計)			金	円
引き渡し日	平成 年 月 日 (保証期間は、引渡日からとする)			

上記工事に関し、裏面記載の塗膜性能保証約款に従って保証致します。

施工組合員 住 所
社 名
代表者 (印)

保 証 人 住 所 札幌市白石区東札幌5条1丁目
団体名 札幌塗装工業協同組合
代表者 理事長 (印)

塗膜性能保証約款

(総則)

第1条 施工組員（保証書記載の施工組員をいう。以下同じ）は、工事注文者（保証書記載の工事注文者をいう。以下同じ）に対し、この保証約款に従い、保証書記載の工事（以下「該当工事」という。）の塗膜性能を保証する。

2 保証人である札幌塗装工業協同組合（以下「組合」という。）は、工事注文者に対し、この保証約款に従い、施工組員が工事注文者に対して保証する債務（以下「工事請負者の保証債務」という。）を負う。（契約の成立）

第2条 前条第1項の塗膜性能保証及び第2項の債務保証の保証契約はこの約款に従い、工事注文者、施工組員が合意し、工事請負者及び工事注文者に対し保証書を提出することにより成立する。

第3条 施工組員が工事注文者に対して保証する該当工事の塗膜性能は工事の種類又は部位により別表に定めるところとし、保証する期間は保証書記載の期間とする。

2 施工組員が前項の規定により保証する期間は施工物件引き渡しの日から起算するものとする。

3 組合は、前2項に規定する施行組員の保証債務の履行について工事注文者に対して保証する。

(保証内容)

第4条 施工組員は、当該工事に関し不具合（当該工事に関し、保証書記載の保証期間内において、別表に定める塗膜性能を有しない状態をいう。以下同じ）が生じたときは、次の各号に定める履行責任を負うものとする。

- 1 不具合部分の修補。但し、不具合が重要でなく修補に過分の費用を要する場合には修補は行わない
- 2 前号ただし書きの場合の修補に代わる金銭による補償。

(工事の不具合の保証限度額)

第5条 施行組員及び組合が前条の規定に基づき履行責任を負う不具合部分の修補又は修補に代わる金銭による補償については、工事の部位、種別等により種類又は部位等により算定し、工事契約金額を限度とする。

(免責事項)

第6条 施工組員及び組合は、以下のいずれかの事項に起因して生じた不具合又は工事注文者に生じた損害については、保証責任を免れるものとする。

- 1 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似する自然現象による場合
- 2 戦争、内乱、騒擾、労働争議による場合
- 3 火災、爆発又はこれらに類する外部要因による場合
- 4 保証対象工事の部位以外の部位の損傷による場合
- 5 工事の施工中又はその前後における工事請負者（工事請負者から当該工事について下請した者を含む。）以外の作業等による場合
- 6 所有者又は使用者の不適切な維持管理または受注契約時の使用目的と異なる使用方法による場合
- 7 工事注文者から支給された資材又は工事注文者の与えた指示による場合
- 8 保証した当時実用化されていた塗装系仕様に係る技術では発生を回避できない現象による場合

避できない現象による場合

- (9) 対象建物の構造上の欠陥、躯体素地に起因する場合
- (10) 内部からの水回りによる事故の場合
- (11) 指定塗料以外に起因する事故の場合
- (12) 塩害、有害ガス等塗膜に有害な特別環境に起因する事故の場合
- (13) その他保証対象工事の施工とは無関係の事象による場合

第7条 工事注文者と施工組員の間に成立した当該工事に関する請負契約について注文者がその債務を履行しない場合、施工組員及び組合はこの保証契約を解除することができる。

(保証債務の履行請求)

第8条 工事注文者は不具合を発見したときは、その拡大を防止するよう努めるとともに遅滞なく施工組員又は組合に保証債務の履行を請求しなければならない。

2 工事注文者が、正当な理由なく不具合の拡大を防止しなかった場合、施工組員及び組合は、当該防止を怠ったことにより拡大した不具合について、第4条に定める履行責任を免れるものとする。

3 工事注文者の保証債務の履行請求が、正当な理由なく遅延したために拡大した不具合について、施工組員及び組合は、第4条に定める履行責任を免れるものとする。

(応急措置)

第9条 施工組員は、前条の規定に基づき施工組員又は組合に保証債務履行請求があったときは速やかに不具合の拡大を防止するために必要な応急措置を講じるものとする。

2 前項の場合において、組合が必要と認めるときは、他の組員をして不具合の拡大を防止するために必要な応急措置を講じるものとする。

(原因の調査)

第10条 組合は、第8条の規定に基づき施工組員又は組合に保証債務履行請求があったときは、施工組員とともに工事注文者の立会いのもとに速やかにその原因を調査し、その結果を工事注文者に報告するものとする。

2 組合が、前項の規定に基づき原因を調査した結果、保証責任がないと認められる場合は、当該調査に要した費用は工事注文者の負担とする。（保証債務履行請求権の譲渡）

第11条 工事注文者は施工組員及び組合の承諾を得て、施工組員及び組合に対する保証債務履行請求権を当該工物件の所有者に譲渡することができる。

2 前項の場合において、施工組員又は組合が保証債務履行請求権を譲り渡した者に対抗できる事由があるときは、これをもって当該請求権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）に対しても対抗できるものとする。

3 この約款中第1条第1項（ ）書き、第2条、第6条第7項及び第7条を除き「工事注文者」とあるのは、「譲受人」と読み替えて適用する。（当事者の協議）

第12条 この約款に定めのない事項については、工事注文者、施工組員又は組合の協議によるものとする。

組合が保証する塗膜性能

部位	素地種類	仕様No.	塗料		試験保証期間 (年間)	保証する性能	備考	
			下塗材	上塗材				
セメント系	コンクリート モルタル ALC	G-1	771*樹脂系単層弾性仕上塗材用シーラー	771*樹脂系単層弾性仕上塗材	3	剥がれなし・膨れ・極度の変退色		
		G-2	772*樹脂系単層弾性仕上塗材用シーラー	772*樹脂系単層弾性仕上塗材	5	剥がれなし・膨れ・極度の変退色		
		G-3	1液系弱溶剤系771*樹脂塗料（艶消し）	1液系弱溶剤系771*樹脂塗料（艶消し）	3	剥がれなし・膨れ・極度の変退色		
		G-4	1液形水系シーラー 水系微弾性フイバー	1液形水系771*樹脂塗料	3	剥がれなし・膨れ・極度の変退色		
		G-5	1液形水系シーラー 水系微弾性フイバー	1液形水系*リリ*樹脂塗料	4	剥がれなし・膨れ・極度の変退色		
		G-6	1液形水系シーラー 水系微弾性フイバー	1液形水系シリコン樹脂塗料	4	剥がれなし・膨れ・極度の変退色		
		G-7	1液形弱溶剤系シーラー 水系微弾性フイバー	2液形弱溶剤系ポリウレタン樹脂塗料	5	剥がれなし・膨れ・極度の変退色		
	窯業系	サイディング	Gc-1	1液形水系浸透性シーラー 水系微弾性フイバー	1液形水系*リリ*樹脂塗料	4	剥がれなし・膨れ・極度の変退色	
			Gc-2	1液形水系浸透性シーラー 水系微弾性フイバー	1液形水系シリコン樹脂塗料	4	剥がれなし・膨れ・極度の変退色	
			Gc-3	1液形弱溶剤系シーラー 水系微弾性フイバー	2液形弱溶剤系*リリ*樹脂塗料	5	剥がれなし・膨れ・極度の変退色	
			Gc-4	1液形弱溶剤系シーラー 水系微弾性フイバー	2液形弱溶剤系シリコン樹脂塗料	5	剥がれなし・膨れ・極度の変退色	
			Gc-5	1液形弱溶剤系シーラー 水系微弾性フイバー	2液形弱溶剤系シリコン樹脂塗料	5	剥がれなし・膨れ・極度の変退色	
			Gs-1	2液形弱溶剤系変性*セ*樹脂アプライヤー	2液形弱溶剤系*リリ*樹脂塗料	5	剥がれなし・極度の変退色	
			Gs-2	2液形弱溶剤系変性*セ*樹脂アプライヤー	2液形弱溶剤系シリコン樹脂塗料	5	剥がれなし・極度の変退色	
金属系	鉄板 ステンレス	Gt-1	木材保護着色塗料下塗り用	木材保護着色塗料上塗り用	3	剥がれなし		
		Rs-1	2液形弱溶剤系*セ*樹脂アプライヤー	2液形弱溶剤系*リリ*樹脂塗料	各社の単独保証	剥がれなし・極度の変退色		
	屋根	カラー鉄板 トタン屋根	Rs-2	2液形弱溶剤系*セ*樹脂アプライヤー	2液形弱溶剤系シリコン樹脂塗料	各社の単独保証	剥がれなし・極度の変退色	
			Rs-3	1液形変性*セ*樹脂アプライヤー 2液形変性*セ*樹脂アプライヤー	2液形弱溶剤系*リリ*樹脂塗料	5	剥がれなし・極度の変退色	
			Rs-4	1液形変性*セ*樹脂アプライヤー 2液形変性*セ*樹脂アプライヤー	2液形弱溶剤系シリコン樹脂塗料	5	剥がれなし・極度の変退色	
			Rs-5	2液形変性*セ*樹脂アプライヤー	フッ素樹脂塗料	7	剥がれなし・極度の変退色	
			Rs-6	専用アプライヤー	屋根用遮熱（高反射率）塗料	3	剥がれなし・極度の変退色	
			Bc-1	1液形弱溶剤系*セ*樹脂塗料用シーラー	1液形弱溶剤系*セ*樹脂塗料	3	剥がれなし・極度の変退色	
			Bc-2	1液形弱溶剤系*セ*樹脂塗料（艶消し）	1液形弱溶剤系*セ*樹脂塗料（艶消し）	3	剥がれなし・極度の変退色	
			Xs-1	1液形変性*セ*樹脂アプライヤー 2液形変性*セ*樹脂アプライヤー	2液形弱溶剤系*リリ*樹脂塗料	3	極度の錆の発生・剥がれなし・極度の変退色	
			T-1	2液形弱溶剤系*セ*樹脂塗料	2液形弱溶剤系*セ*樹脂塗料	2	剥がれなし・極度の変退色	
			T-2	2液形弱溶剤系*セ*樹脂塗料	2液形弱溶剤系*セ*樹脂塗料	1	剥がれなし・極度の変退色	
	雨樋類	硬質塩化ビニル	As-1	2液形変性*セ*樹脂アプライヤー	2液形弱溶剤系*セ*樹脂塗料	3	剥がれなし・極度の変退色	
			Vc-1	1液形水系*セ*樹脂塗料	1液形水系*セ*樹脂塗料	2	剥がれなし・極度の変退色	
Vc-2			1液形水系シリコン樹脂塗料	1液形水系シリコン樹脂塗料	2	剥がれなし・極度の変退色		
Vc-3			2液形弱溶剤系*セ*樹脂塗料	2液形弱溶剤系*セ*樹脂塗料	3	剥がれなし・極度の変退色		
FEP			FEP(フッ素樹脂)アプライヤー	FEP(フッ素樹脂)アプライヤー	各社の単独保証	剥がれなし		
室内壁天井等			セメント系、石膏ボード等素地各種仕上塗材面	L.V.O.C-1 低VOC形 1液水系シーラー	低VOC形合成樹脂*セ*樹脂アプライヤー	各社の単独保証	剥がれなし	
		L.V.O.C-2 低VOC形 1液水系シーラー	低VOC形有機合成樹脂*セ*樹脂アプライヤー	各社の単独保証	剥がれなし			
		L.V.O.C-3 低VOC形 1液水系シーラー	低VOC形有機合成樹脂*セ*樹脂アプライヤー	各社の単独保証	剥がれなし			
		L.V.O.C-4 1液水系金属用アプライヤー	1液水系金属用塗料	各社の単独保証	剥がれなし			

注) 木材保護着色塗料の保証期間は、旧塗膜が同一系の木材保護着色塗料塗りの場合に適用する。合成樹脂調合ペイント等の塗膜を形成している場合には適用しない。